

項 目	内 容
1 指針の策定にあたって	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化芸術振興の重要性                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらす。</li> <li>・文化には、人々に元気を与え地域社会全体を活性化させて、魅力ある社会づくりを推進する力がある。</li> </ul> </li> <li>○文化芸術を取り巻く環境の変化とそれへの対応</li> <li>○中長期的な視点に立った文化芸術振興を推進するための基本目標等を示す。</li> </ul>
(1) 指針策定の趣旨	
(2) 指針の位置づけ	
(3) 指針の期間	
(4) 指針が対象とする文化芸術の範囲	} <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料 4</span>
2 文化芸術活動の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県民の文化芸術活動</li> <li>○文化芸術団体の現状</li> <li>○文化施設の現状（指定管理者制度を含む）</li> <li>○地域の伝統文化</li> <li>○子どもたちの文化活動</li> <li>○文化財の保護・継承・活用</li> <li>○文化を生かした地域づくり</li> <li>○国・県・市町村等の文化芸術振興施策</li> </ul>
(1) 長野県の文化芸術活動の現状と課題	
(2) 文化芸術を取り巻く社会情勢の変化	} <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料 6</span>
3 基本目標と施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○少子・高齢化・人口減少の加速／価値観・ライフスタイルの多様化／公共の担い手の多様化／国・地方を通じた厳しい財政状況 など</li> </ul>
(1) 基本目標	
(2) めざす姿	
(3) 施策の方向性	} <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料 7</span>
4 施策の展開 ＝「文化力」向上プロジェクト＝	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上記「3(3) 施策の方向性」に沿って事業を体系化し具体的に説明する。</li> </ul>
(1)	
(2)	
(3)	
5 指針の推進体制と役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多様な主体による自主的な取組とそのための環境づくり</li> <li>○他団体との連携・協働の仕組みづくり</li> <li>○総合的な施策展開(施策の連携)</li> </ul>
(1) 施策推進の考え方	
(2) 期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県民、文化芸術団体の役割</li> <li>○関係機関（文化施設／社会教育施設／県文化振興事業団など）の役割</li> <li>○県、市町村、教育機関の役割</li> </ul>

[注]文化芸術振興基本法第4条に「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定。